

鳥取県留学生等交流推進協議会要項

- 【主旨】** 第1 鳥取県内における留学生等の円滑な受入れの促進と交流活動の推進を図るため、鳥取県留学生等交流推進協議会(以下「協議会」という)を置く。
- 【定義】** 第2 この要項において「留学生等」とは、鳥取県内の高等教育機関又は学術研究機関において特定の研究を行い、又は教育を受ける目的で滞在する者をいう。
- 【構成員】** 第3 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 鳥取県内の高等教育機関(鳥取大学を除く)、国の機関、地方公共団体、経済団体及び留学生・国際交流団体の長又は代表者 各1名
 - (2) 鳥取大学長
- 2 構成員は鳥取大学長が委嘱する。
- 【議長】** 第4 協議会に議長を置き、鳥取大学長をもって充てる。
- 2 議長は、協議会を召集する。
- 【構成員以外の者の出席】**
- 第5 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。
- 【運営委員会】**
- 第6 協議会の円滑な運営を図るため、鳥取県留学生等交流推進協議会運営委員会(以下「運営委員会」という)を置く。
- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 【事務】** 第7 協議会の事務は、鳥取大学研究・国際協力部国際交流課において行う。
- 【雑則】** 第8 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 附則** この要項は、昭和63年12月19日から施行する。
- 附則** この要項は、平成10年10月27日から施行する。
- 附則** この要項は、平成15年11月26日から施行する。
- 附則** この要項は、平成16年12月16日から施行する。

鳥取県留学生等交流推進協議会に関する申し合わせ

○協議会の運営

協議会(総会)は年1~2回の開催とし、協議会の円滑な運営を図るために、協議会の下に運営委員会を置く。

運営委員会は、具体的事項について検討するため適宜開催するものとする。

○運営委員会の組織と運営

- (1) 組織は、原則として構成団体から推薦された者で構成するものとする。
- (2) 運営は、全県的な運営委員会と地区(例えば東部地区、中部地区、西部地区)委員会を開催し、検討事項が生じた場合は内容により、その都度必要と認められた委員を委嘱して開催する。
- (3) 運営委員会に委員長を置き鳥取大学国際交流センター長をもって充てる。
- (4) 運営委員会の運営上の実施細目等については、運営委員会で定める。